

事業者のみなさまへ

公民館では多様化する地域のニーズに応えるため、様々な専門性やスキルのある事業者の力を必要としています。
地域の方々と共に学びを支える仲間になりましょう！

公民館と事業者との連携事例



公民館から地域につながる！

公民館主催事業での講師をきっかけに、今では各団体が病院と直接連携して、夏祭りのブースや地域での健康よろず相談を行うなど、住民の安心につながる存在になっています。

一緒に地域を元気に！

公民館からの依頼で、運輸関係の地元企業が日頃の業務についての講演を開催。多くの方が興味を持って参加され、その後も地域や小学生の授業等でのつながりが続いています。



地域づくりの仲間として必要とされています！

高齢者に優しいまちづくりに向けての会議に、地元商店街も参加。意見交換の場を通じて、よりよい協力体制が築かれています。



利用案内

利用時間	午前9時～午後10時
休館日	年末年始(12月29日～1月3日) ※臨時休館あり(公民館だよりに掲載)
設備	講堂、学習室、和室、児童等集会室、 地域団体室など
専用利用	事前に公民館へお問い合わせの上、 利用許可申請書の提出が必要

料金について

住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の支援に資する利用、行政機関による市民サービスのための利用	無料
上記以外で認められる利用	講堂 1時間 600円 その他の室 1時間 350円

ご利用上の注意

社会教育法第23条、福岡市公民館条例第4条により、以下の事業・行為は禁止されています。

- ・もっぱら営利を目的とした事業等
(例：勧誘・販売行為、有料講演会など)
- ・特定の政党の利害に関する事業等
- ・特定の宗教を支持、支援する事業等
- ・施設管理上、支障となる行為

市民局コミュニティ推進部公民館支援課

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL:092-711-4654

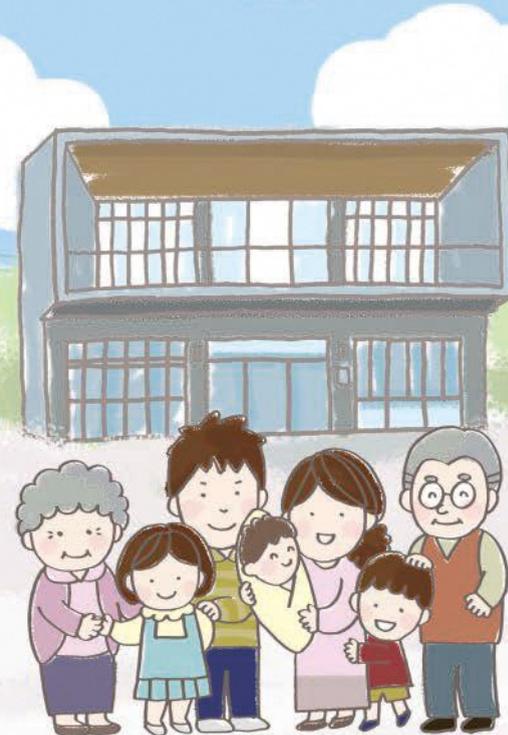
FAX:092-733-5595

e-mail:kominkan.CAB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市の

公民館

Fukuoka city
Public Hall



公民館って
こんなところ
~こんなことができます~

集
まる

地域活動の場や
地域活動参加への
きっかけづくりの場!

公民館は、生活の中で気軽に人が集まり、
学び合いを通じて、友達ができたり、交流が
できたりと、人と人がつながっていく場所です。

部屋をつかう

グループ・サークル活動、
地域活動の打ち合わせな
どでの利用ができます。

本を読む

公民館には、絵本などの図書
があり、誰でも利用できます。

福岡市の公民館は、各小学校区に1館ず
つ（一部新設校等を除く）設置しています。
はじめての方も気軽に最寄りの公民館
へお越しください。



主催講座に参加する

地域住民の主体的な学びにつながる講座を
実施。地域の方や事業者の方を講師に迎え、
地域が求めている学びを提供しています。



勉強会を開く

公民館は自主的な学び
の場です。新たに学びた
いことができたなら、地域
の仲間を集めて学んで
みましょう。

生涯学習と
地域コミュニティ
の推進!

自分のため、他人のため、地域のために、様々なことを、
主催講座やグループ・サークル活動などを通じて学ぶ
ことができます。

学
ぶ



つな
ぐ

公民館は地域の窓口!
「共創」のまちづくりに向けて、
つなぐ支援をします。

公民館は様々な主体をつなぐことで、新たな担い手の
創出や新たな取り組みを促し、地域の社会的課題の解
決を目指しています。

福岡市では、持続可能な地域
コミュニティの実現に向けて、
自治協議会と市がパートナーと
して、企業や商店街、NPO、
大学など様々な主体と地域の
未来を共に創る「共創」のま
ちづくりを進めています。



情報を集める

地域の情報、他の公民館や施
設の講座情報のほか、地域
の方の作品展示などもあります。

相談をする

地域団体や行政と連携し、
地域課題等を解決できるよ
う一緒に考えます。

